

県北広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和4年2月18日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 九戸郡軽米町大字軽米第14地割字土弓1番9地先から6番1地先まで
 - (2) 九戸郡軽米町大字軽米第18地割字尾田57番4地先内
- 3 供用開始の期日 令和4年2月18日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和4年2月18日から同年3月18日まで